

○ 令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いに関するQ & A（令和6年3月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）

新 旧 対 照 表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
問 1 ～ 1 4 （略） 問 1 5 国民健康保険においては、 <u>特別療養費の支給対象者である被保険者</u> についても、一部負担金免除の対象となるか。 (答) 免除の対象となる。 なお、 <u>特別療養費の支給対象である被保険者（資格確認書の交付を受けている者に限る。）</u> が被災した場合は、 <u>国民健康保険法第 54 条の 3 第 4 項等</u> の規定により、 <u>通常の負担割合の資格確認書</u> を交付することになる。 問 1 6 ～ 1 8 （略）	問 1 ～ 1 4 （略） 問 1 5 国民健康保険においては、 <u>資格証明書を交付されている被保険者</u> についても、一部負担金免除の対象となるか。 (答) 免除の対象となる。 なお、 <u>資格証明書を交付されている被保険者が被災した場合は、国民健康保険法第 9 条第 7 項の規定により、被保険者証</u> を交付することになる。 問 1 6 ～ 1 8 （略）